平成 26 年 6 月 号　　6月1日発行

青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人　会長　梅　原　祐　治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
三井生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

平成26年分所得税の予定納税があります

平成26年分所得税の予定納税

平成25年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日(木)に平成26年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。

予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合や、災害を受けたり、業績不振などのため、平成26年分の所得税の見込税額が平成25年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。減額申請をする場合の申告納税見積額は、平成26年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

減額申請書の提出期限は年2回

(1)　7月減額申請

平成26年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月15日(火)までに税務署に提出しなければなりません。

(2)　11月減額申請

平成26年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月17日(月)までに税務署に提出しなければなりません。

予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、平成26年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息(平成26年分は年~~1.3~~1.9%)をつけて返金してくれます。予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡下さい。

専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう(源泉所得税納付)

当会では源泉納付事務(1月～6月分の給与に対する源泉税)について下記のとおり、納付手続きの集合個別指導会を開催いたします。ご多用とは存じますが、是非ご出席くださいますようご案内申し上げます。

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。

(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!) 納付期限は**7月10日(木)**です。

日　程	**7月3日(木)・4日(金) 10時～12時 13時30分～16時**　※所要時間は、おおむね30分程度です。
必要書類	・源泉徴収簿(月別の各人別給与、賞与の金額 1月～6月までの合計額) ・扶養控除等申告書　・税務署から送られてきた納付書(ピンク色で印刷された複写式用紙) ・従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日 ・印鑑、筆記用具、電卓
会　場	毎日会館9階中ホール

※上記日時に必ずご出席下さい。上記以外の個別指導の場合は有料になります。

アフラックからのお得なお知らせ

アフラックのガン保険・医療保険ＥＶＥＲにご加入中の皆様へ朗報！団体割引で保険料が安くなります！

青色申告会は、アメリカンファミリー生命保険会社と団体(集団)取扱契約を締結しております。
新規にご加入の場合だけでなく、他でご加入の方でも契約内容はそのままで、青色申告会の会員として団体保険料にてお得に契約できます。これを機会に是非ご連絡下さい！

お問い合わせは事務局まで

こくら青申会情報

〒802-0081 北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日会館9階
TEL（093）511-1588 ・ FAX（093）511-1584
ホームページアドレス http://www.aoiro-k.com
Eメール：cocoaoiro@aoiro-k.com

vol. 11

第1回定時総会 会長挨拶

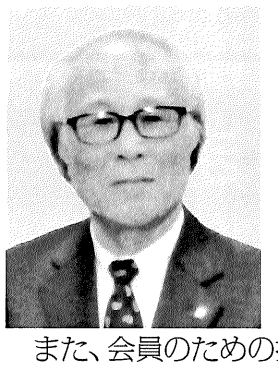

皆さんこんにちは

本日はご多用のところ、岩永小倉税務署長様をはじめ幹部署員の皆様、並びに関係各位のご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。また、会員皆様におかれましてはご多用のところ、ご出席をいただき有難うございます。

さて、当会は昨年４月、会創立60周年を迎えるに当たり、会の組織を社団法人にリメイク、一般社団法人小倉青色申告会として、新しくスタートいたしました。これからは、新公益法人改革の指針に沿って、組織の透明性の構築、公益活動の公正、公平性、明瞭性を追求してまいります。

ところで、昨年の事業活動は、この新公益法人制度の趣旨に沿った事業を推進してまいりました。特に、確定申告会場に設置された青色コーナーでは、女性部、青年部や役員を中心として、青色申告制度の普及推進に努めてまいりました。

また、会員のための指導活動では、複式簿記を学ぶための青色学級の開催、青色の集いや女性スクールの開催、税理士会からの派遣税理士による無料税務相談会の実施など、多岐にわたり講習会、研修会、相談会を実施してまいりました。

さらに、当会の最大の事業である会員のための確定申告相談では、税理士会のご支援のもとに、派遣税理士のご指導をいただき、全会員がe-Taxで確定申告書を送信いたしました。また、送信には全青色の会計ソフト「ブルーリターンA」を利用して行いました。

ところで、政府は今年度も昨年に続き、ICT（情報通信技術）による税務手続の普及と利用促進を掲げ、広報活動をすすめています。

当会では、この政府がすすめるICTの普及推進事業をうけて、先にご案内のとおり会員全員が、平成25年分確定申告書を「e-Tax」により送信することが出来ました。これは偏に会員各位の日頃からの税務行政に対するご理解と、ご支援の賜と深く感謝いたします。

当会といたしましては、国が目指している電子政府の実現にむけて、さらに努力してまいりたいと存じます。今後とも会員皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

それでは、本年度の定時総会議案の審議に移りますが、会員皆様のご協力により、議事がスムーズに行われますようお願いいたします。

終わりになりましたが、本日ご出席いただいている皆様方のますますのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、はなはだ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

平成26年６月4日

一般社団法人小倉青色申告会　会　長　　梅　原　　祐　治

平成26年度事業計画

当会は、健全な納税者団体として、平成25年４月に一般社団法人小倉青色申告会を設立いたしました。本年度は、一般社団法人としての二期目にあたりますが、公益法人の趣旨に沿った地域社会貢献事業の推進や、会員のための幅広い事業活動の推進を目指してまいります。また、青色申告会のネットワークを活用して、21世紀の変革する情報化社会に対応する諸問題を解決してまいります。

特に、会員の記帳・決算・申告については、全青色が開発したブルーリターンAを活用して、正確な記帳、適正な申告の支援を目指します。さらに、会員の税務問題の解決には、税理士会の支援を求めてまいります。

具体的な事業活動

1．会員の指導及び経営に関する事業

（1）会計ソフト「ブルーリターンA」を活用して、正確な帳簿の作成の指導を行う。
（2）白色申告者記帳義務化を受け、会計ソフト「記帳専用ブルーリターンA」を活用して、白色申告者の記帳指導事業を行う。
（3）政府がすすめるICTの促進を図るため、e−Taxによる確定申告書の提出を推進する。
（4）会員の確定申告書については、税理士会小倉支部派遣税理士の監督指導のもとに行う。
（5）税理士会小倉支部派遣税理士による税務相談日を毎月２回開設する。
（6）会計ソフト「ブルーリターンA」で記帳して、青色申告特別控除65万円を活用する。
（7）青色専従者給与の適正な支給など、合理的な節税方法を研鑽する。
（8）北九州商工会議所、小倉税務署と共催して、記帳指導会・税法説明会・経営相談会を開催する。

2．納税意識の高揚を目的とする事業

（1）女性スクールを実施して、税の勉強会を行い、税知識の普及をはかる。
（2）青色学級を開催、税知識や税の大切さを学ぶ。
（3）青色の集いの開催。税をテーマにした講演会で、税についての知識を習得する。

3．税制・税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

小規模個人事業者の税負担の軽減、適正公平な税制の確立に関する提言を行う。
①会員の要望する税制に関する要望事項を（一社）全国青色申告会総連合の税制委員会に具申する。
②（一社）青色21ネットワーク研究会でとりまとめた「税制に関する提言」を踏まえて、当会の要望意見の参考とする。
③本年度は、事業用資産を非課税とする事業承継制度の創設並びに、社会保障制度の抜本的な改革について提言する。

4．情報提供サービスに関する事業

（1）機関紙「青色だより」や青色申告会のホームページを活用して、各種情報を提供する。
（2）（一社）全国青色申告会総連合が発刊する情報誌「青色申告」を、毎月無料で配布する

5．地域社会に貢献することを目的とする事業

（1）わっしょい百万夏まつりへの協賛と祭りへの参加
小倉北区の市庁舎を中心に繰り広げられる夏祭りに協賛して、青年部・女性部が中心となって参加して、e−Taxの普及広報を行い、併せて（一社）小倉青色申告会のPRを行う。
（2）確定申告期の青色申告コーナーに、青年部員・女性部員を派遣して、青色申告の相談や記帳の仕方、青色申告承認申請書の書き方の指導を行う。
（3）北九州商工会議所や小倉地区税務相談所と共催して、一般納税者を対象とした記帳講習会・記帳指導会を実施する。

6．会員の福利厚生のための事業

（1）会員企業の経営の安定、安心を目的として、経営者や従業員の病気や事故による死亡、高度障害、入院等を保障する最適な保険として、全青色共済制度の普及推進を図る。
（2）会員企業の経営の安定、安心を目的として、がん保険制度を普及推進する。
（3）会員企業の経営の安定、安心を目的として、節税にも効果のある「小規模企業共済制度」、「中小企業退職金制度」、「国民年金基金制度」等の普及推進を図る。
（4）会員企業の経営の安定、安心を目的として、「あおいろ互助会（冠婚葬祭事業）」の利用促進を図る。

7．会員の交流を図るための事業

会員の交流と相互の意思疎通を図ることを目的として、次の事業を行う
① 第１回社員総会懇親会の実施。
② 第５回青色の集いの実施。
③ 第19回女性スクールの実施。
④ 新春講演会及び新年賀詞交歓会の実施。

8．その他この法人の目的達成に必要な事業

（1）第52回北部九州ブロック大会（佐賀市）への参加。
（2）（一社）全国青色申告会総連合が開催する事業、研修会への参加。
（3）局連、県連が開催する事業、研修会への参加。
（4）青色21ネットワーク研究会が開催する研修会への参加。
（5）税を考える週間中に行われる各種行事やイベントへの参加。
（6）小倉納税推進協力会が行う各種行事やイベントへの参加。
（7）小倉納税貯蓄組合連合会の事業活動を支援するために、事業・財政の両面から援助する。